

税金は期限内に納めましょう!

☎税務課納税係 ☎028(677)6035

町民の皆さんから納めていただく税金は、福祉や教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。繰り返し納税の呼びかけを行っても納付がない人に対しては、調査の上、やむを得ず財産の差し押さえを行います。

納期内納税者との公正性の観点から、年々滞納整理を強化しています。



督促状の送付

納期限を過ぎても完納とならない場合、納期限後20日以内に督促状を発送します。(地方税法第329条)

文書などによる催告

財産調査

地方税法・国税徴収法の規定により、金融機関などに対して調査を実施します。

差し押さえ

財産(預金・保険・自動車等)の差し押さえを行います。

公売・換価

差し押さえた財産を公売・換価により現金化します。

未納分への充当

換価した現金を未納分に充てます。



▲差し押さえ例(タイヤロック)

納付相談はお早めに

納付書がお手元がない場合、または病気や失業などの特別な事情があり、納付が困難な人や納付が遅れている人は、お早めに税務課に納税相談をしてください。

町税はコンビニでも納付できます

納期限内であれば、曜日や時間に関係なく全国の主なコンビニエンスストアで町税を納付できます。

町税の納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替を登録いただくと、納期限の日自動的に振替を行います。手続きは通帳印があれば簡単に行うことができますので、お気軽にお問い合わせください。

なお、登録には約1か月かかりますので、お早めに手続きしてください。



地域みんなで子育て応援! ファミリーサポート事業

☎こども育成課児童保育係 ☎028(677)6024

ファミリーサポート事業は、子どもの保護者が「おねがい会員」として、子育てのお手伝いをしたい人が「まかせて会員」として登録し、町がその橋渡し役となります。有料となりますが、会員同士が地域の中で一時的に子どもの世話を援助し合うものです。

援助できる内容

- ①買い物などのリフレッシュや、学校行事に出かける時の預かり
- ②保護者の病気や、冠婚葬祭などの急用時の預かり
- ③保育施設や習い事への送迎
- ④保育施設の時間外や休日、学校の放課後の預かり
- ⑤その他、育児に関して必要な援助

お子さんの預かり場所

おねがい会員の自宅、まかせて会員の自宅、子育て支援センターあっとほーむ・子育てひろばびよびよ(開設時間内) ※宿泊は不可

利用時間

月曜日～金曜日7:00～19:00…1時間あたり600円
上記以外の時間、土曜日、日曜日、祝日、年末年始…1時間あたり700円(実費負担あり)

会員になるには

- おねがい会員(育児の手助けをしてほしい人)
対 象/町内在住または在勤で、生後6カ月～小学6年生までの児童の保護者
持ち物/保護者・お子さんの写真(3×2.5cm)各1枚
- まかせて会員(育児のお手伝いをしたい人)
対 象/町内在住または在勤で、心身ともに健康で積極的に援助活動を行うことのできる20歳以上の人
持ち物/印鑑、資格を持っている人は証明できるもの(例:保育士、看護師)
- どっちも会員
対 象/急用時は子どもを預かってほしいけれど、時間がある時には子どもを預かることができる人

ファミリーサポートセンター提供会員養成研修を開催します

「まかせて会員」、「どっちも会員」になるためには、研修を受ける必要があります。地域ぐるみの子育てに協力いただける人は、ぜひ参加をお願いします。

申込/申込書をこども育成課窓口へ提出 持ち物/印鑑
申込期間/10月2日(月)～31日(火)
研修日程/下表参照

日	時	場 所	研 修 科 目	講 師
11月13日(月)	8:45～	役場大会議室	開講式	芳賀地区広域行政組合 消防本部 芳賀分署職員
	9:00～12:00		普通救命講習 ※最新の受講日から3年経過していない人は免除	
11月20日(月)	9:30～10:30	役場大会議室	子どもの栄養と食生活	町栄養士
	10:40～11:40 13:30～15:30		子どもの世話～安全・事故～ 幼児期の発達の特性と遊び	祖母井保育園長 幼児教育センター幼児教育専門員
11月27日(月)	9:30～12:00	役場大会議室	子どもの発育と病気 ・母子支援制度について ・家庭支援のポイント ・小児看護の基礎知識	町保健師
	13:30～15:30		子どもの心の発達とかかわり ～発達障害の理解とかかわり～	臨床心理士
	15:40～16:00		閉講式	